

延喜九年十月一日

〔武藏志料三〕馬牧

立野 都筑郡に有郷名也、和名抄に多知乃、

小野 多摩郡に有郷名也、和名抄に乎乃、今府中六所神社の所、小野といへり、小野神社也、即この所ならん、

秩父 秩父郡

立野牧 たちの、まき 都筑郡

〔類聚名物考 地理二十一〕立野牧 たちの、まき

武藏國 或書には都筑郡と云ふ、契沖の名所補翼抄にも、和名都筑郡立野多知乃と出せり、武藏地

名考には、秩父郡の内なり、又都筑郡にも疑しき所あれば、闕疑のみと有れども、秩父はわろし、拾

芥抄にも、武藏國馬牧五所出して、石川田比立野小野秩父と有るを思へば、秩父にあらず、都筑郡

なる事明らかし、猶俊明が先にゑるせる武藏志料、馬牧の條に委しく考へ有れば、此に略きぬ、

〔政事要略二十三年中行事〕武藏小野御馬

太政官符 武藏國司

應小野牧爲勅旨、并以八月廿日定入京期事

右大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣仲平宣、奉勅件牧宜爲勅旨、即散位小

野諸興充其別當、毎年令勞飼四十疋御馬、合期牽貢者、國宜承知、依宣行之符到奉行、

左少辨源朝臣

左大史内藏朝臣

承平元年十一月七日

〔擁書漫筆四〕武藏國多摩郡府中宿の南のかた、分配河原につゞきたる所の小野宮村に、小野神